平成２８年（フ）第１４２４号
大阪市東淀川区瑞光２丁目12番６号　グレイス21　403号
債務者　森　由紀子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５７０号
大阪市生野区小路３丁目７番６号　レオパレスシンフォニー105号室
債務者　金城亮吉こと　金　　亮吉
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６１４号
大阪府寝屋川市三井南町３番１―406号、前住所大阪府寝屋川市黒原新町９番13―419号
債務者　小林　一志
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６３６号
大阪市住之江区浜口西２丁目５番22―107号
債務者　永田　一彦
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７２５号
大阪市旭区生江３丁目１番26号
債務者　バランス整体ミラクルパワーこと　中村　裕実
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８３６号
大阪府摂津市香露園24番28―２Ｃ号
債務者　城　　芳毅
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０１８号
大阪府吹田市岸部中５丁目10番25号（12）
債務者　與那覇　昇
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０３７号
大阪府豊中市浜１丁目25番32―401号
債務者　森下　　惠
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０７６号
大阪府高槻市富田町５丁目25番３号
債務者　安永　成子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０９４号
大阪府東大阪市花園東町２丁目３番16号　フォレストⅠ　101号
債務者　有村千鶴子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４３号
埼玉県朝霞市本町２丁目10番22号　メゾネット諏訪302号、旧住所埼玉県朝霞市根岸台７丁目44番１号　ベルシオン朝霞103
債務者　渡邉　智子（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４５４号
埼玉県川口市大字峯1514番地の４　グリーンビレッジ102号
債務者　川戸　治美（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４７３号
さいたま市緑区大字三室2619番地５　ヴィラージュ三室Ａ―201
債務者　小林　岳生
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５２２号
さいたま市浦和区東高砂町15番８号　清宮住宅203号室
債務者　横山　博人
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３４号
新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立295番地８―201号
債務者　綿貫　満治
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
島根県出雲市斐川町上直江325番地１　ハイツベルフロールＡ―101
債務者　米田　龍一
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第２８号
島根県出雲市大津朝倉１丁目１番地５
債務者　伊藤　　晃
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第２９号
島根県出雲市大津朝倉１丁目１番地５
債務者　伊藤　愛子
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで　松江地方裁判所出雲支部